

熊本県公報

号外 第 1 7 号
平成 31 年(2019 年)
3 月 29 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼	
○熊本県人事委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 1
○熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 1
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(〃) 2
○熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(〃) 2
○熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 2
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 3
○熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 3
○熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 4
○熊本県職員等の退職手当の調整額を支給される職員等の区分に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 4
○熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 5

登 載 依 頼

熊本県人事委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 3 1 年 3 月 2 9 日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第 3 号

熊本県人事委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県人事委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成 1 3 年熊本県人事委員会規則第 3 2 号)の一部を次のように改正する。
第 1 1 条中「審査会諮問通知書」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書」に改める。
別記第 1 2 号様式中「審査会諮問通知書」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書」に、「熊本県情報公開審査会に」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会に」に改める。

附 則
この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 3 1 年 3 月 2 9 日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第 4 号

熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則(平成 1 3 年熊本県人事委員会規則第 3 3 号)の一部を次のように改正する。
第 1 4 条中「熊本県個人情報保護審査会諮問通知書」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書」に改める。
別記第 1 4 号様式中「熊本県個人情報保護審査会諮問通知書」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書」に、「熊本県個人情報保護審査会に」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会に」に改める。

附 則
この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

級の部知事の事務部局の款本庁の項中「危機管理監」を「危機管理監 情報政策審議監」に改め、同表備考第4項中「産業技術センター室長」の次に「、農業研究センターアグリシステム総合研究所室長」を加える。

別表第1の5医療職給料表(2)3級の部知事の事務部局の款食肉衛生検査所の項中「八代検査室長」を「課長 八代検査室長」に改め、同表5級の部知事の事務部局の款食肉衛生検査所の項中「次長 課長」を「次長」に改める。

別表第1の7教育職給料表(2)1級の部県立学校の項中「栄養教諭」を「栄養教諭 講師(任用の期限を付さない者に限る。)」に改め、同表備考中「及び栄養教諭」を「、栄養教諭及び講師(任用の期限を付さない者に限る。)」に改める。

別表第2の(その8)教育職給料表(2)初任給基準表中「及び栄養教諭」を「、栄養教諭及び講師(任用の期限を付さない者に限る。)」に、「講師、実習助手及び寄宿舍指導員」を「講師(任用の期限を付さない者を除く。)、寄宿舍指導員及び実習助手」に改める。

別表第2の(その9)教育職給料表(3)初任給基準表中「及び栄養教諭」を「、栄養教諭及び講師(任用の期限を付さない者に限る。)」に、「講師、助教諭及び養護助教諭」を「助教諭、養護助教諭及び講師(任用の期限を付さない者を除く。)」に改める。

別表第6の(その8)教育職給料表(2)級別最低経年数表中「及び栄養教諭」を「、栄養教諭及び講師(任用の期限を付さない者に限る。)」に、「講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員」を「助教諭、養護助教諭、講師(任用の期限を付さない者を除く。)、寄宿舍指導員及び実習助手」に改める。

別表第6の(その9)教育職給料表(3)級別最低経年数表中「及び栄養教諭」を「、栄養教諭及び講師(任用の期限を付さない者に限る。)」に、「講師、助教諭及び養護助教諭」を「助教諭、養護助教諭及び講師(任用の期限を付さない者を除く。)」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第8号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「水産研究センター(所長、次長)の次に「、水産専門員」を加え、「林業研究指導所」を「林業研究・研修センター」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第9号

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

特別支援学校	主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、 栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、 実習助手及び寄宿舍指導員	1	を
--------	--	---	---

特別支援学校	主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、 栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、 寄宿舍指導員及び実習助手	1	に、
--------	--	---	----

天草拓心高等 学校の所管す る船舶	(1) 船長	4	を
	(2) 機関長	3	
	(3) 通信士	2	

天草拓心高等学校の所管する船舶	(1) 船長	4	に改める
	(2) 機関長、通信士及び船務に直接従事することを本務とする職員((1)に掲げる者を除く。)	3	
	(3) 上記以外の職員	2	

附 則
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月29日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第10号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の管理職手当に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。
別表第1知事の事務部局の部企画振興部の款地方出先機関の項の前に次のように加える。

本庁	情報政策審議監	4種
----	---------	----

別表第1知事の事務部局の部農林水産部の款地方出先機関の項中「林業研究指導所長」を「林業研究・研修センター所長」に、「林業研究指導所次長」を「林業研究・研修センター次長」に改め、同表土木部の款地方出先機関の項中「港管理事務所長 熊本駅周辺整備事務所長」を「港管理事務所長」に改める。

附 則
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県職員等の退職手当の調整額を支給される職員等の区分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月29日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第11号

熊本県職員等の退職手当の調整額を支給される職員等の区分に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の退職手当の調整額を支給される職員等の区分に関する規則(平成18年熊本県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。
別表イの表中「について」を「についての表」に改め、同表第1号区分の項中第3号を第5号とし、第2号の次に次のように加える。

- 3 平成18年4月以後の熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表6号給又は7号給の給料月額を受けていたもの
- 4 平成18年4月以後の熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第2号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給又は6号給の給料月額を受けていたもの
別表イの表第2号区分の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次のように加える。
- 6 平成18年4月以後の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表5号給の給料月額を受けていたもの
別表イの表第3号区分の項中第6号を第8号とし、第5号の次に次のように加える。
- 6 平成18年4月以後の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの
- 7 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表4号給の給料月額を受けていたもの
別表イの表第4号区分の項中第9号を第11号とし、第8号の次に次のように加える。
- 9 平成18年4月以後の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの
- 10 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表3号給の給料月額を受けていたもの
別表イの表第5号区分の項中第9号を第11号とし、第8号の次に次のように加える。

9 平成18年4月以後の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給又は2号給の給料月額を受けていたもの

10 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表2号給の給料月額を受けていたもの

別表イの表第6号区分の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次のように加える。

9 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表1号給の給料月額を受けていたもの

別表イの表第7号区分の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次のように加える。

9 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第2項の給料表の適用を受けていた者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月29日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第12号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「勤務時間条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること」を「職員に時間外勤務（勤務時間条例第8条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「勤務時間条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において勤務時間条例第2条第3項の再任用短時間勤務職員及び同条第4項の任期付短時間勤務職員に勤務すること」を「勤務時間条例第2条第3項の再任用短時間勤務職員及び同条第4項の任期付短時間勤務職員に時間外勤務」に改める。

第8条の2を第8条の2とし、第8条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第8条の2 各任命権者は、職員（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1に掲げる事業に従事する職員を除く。以下この条において同じ。）に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次号に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア 1年において時間外勤務を命ずる時間について45時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となつた職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間及び月数

（ア） 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

（イ） ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、人事委員会が定める期間において人事委員会が定める時間及び月数

(2) 業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務の比重が高い部署として各任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間 1箇月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6箇月

2 各任命権者が、特例業務（災害対応その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することとするもの）と各任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。人事委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として人事委員会が定める場合も、同様とする。

3 各任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大の配慮をとり、当該時間外勤務を命じた

日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第8条の6中「第8条の2第1項及び第2項」を「第8条の2の2第1項及び第2項」に改める。

第13条の表中26の項を27の項とし、6の項から25の項までを1項ずつ繰り下げ、5の項の次に次のように加える。

6	職員が不妊治療を受けるために勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において6日の範囲内でそのつど必要と認める期間
---	-------------------------------------	----------------------------

第13条の2中「12の項から16の項」を「6の項及び13の項から17の項」に改める。

第15条及び第19条第3項中「7の項」を「8の項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則第8条の2第1項第2号(ウに係る部分に限る。)の規定の適用については、同号ウ中「5箇月の期間」とあるのは、「5箇月の期間(平成31年4月以後の期間に限る。)」とする。

(熊本県職員の任用に関する規則等の一部改正)

第3条 次に掲げる規則の規定中「6の項又は表7の項」を「7の項又は8の項」に改める。

(1) 熊本県職員の任用に関する規則(昭和46年熊本県人事委員会規則第10号)第36条第3号

(2) 熊本県職員等の配偶者同行休業に関する規則(平成26年熊本県人事委員会規則第19号)第2条